

激甚化する自然災害への対応と地域の安全・安心を確保するための防災・減災、国土強靱化に資する社会基盤整備の推進を求める意見書（案）

近年、地球温暖化に伴う気候変動の影響等から、全国各地で集中豪雨が発生し、毎年、激甚な災害が全国各地で発生している。また、近い将来発生することが懸念される南海トラフを震源とする巨大地震への備えは喫緊の課題であり、地域の安全・安心を確保するため、防災・減災、国土強靱化に資する社会基盤整備の推進に取り組むことが急務である。

特に新型コロナウイルス感染症の国民への影響が強くなる中、さらに自然災害が安全・安心な日常生活を脅かす厳しい状況下において、これまで以上に防災・減災、国土強靱化を継続して実施する必要がある。

よって、国におかれましては、激甚化する自然災害に対応するため、下記の事項に取り組まれますよう強く要望する。

記

- 1 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に続き、長期に及ぶ大規模で抜本的な対策を行う事業など対象事業の拡大も含めた5か年計画を策定するとともに、必要な予算を安定的に別枠で確保すること。
- 2 道路橋梁等、社会基盤施設の機能を災害時にも確実に発揮させるため、施設の修繕・更新など老朽化対策に必要な予算を安定的に別枠で確保すること。
- 3 安全・安心のために必要な社会基盤整備を着実に推進する予算を十分確保すること。
- 4 広域的な大規模災害において、迅速かつ円滑な復旧に資するため、TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）の派遣や国による権限代行等が速やかに実施できる体制・機能の拡充・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月18日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
総務大臣
財務大臣
国土交通大臣
農林水産大臣
内閣府特命担当大臣
(防災、国土強靱化担当)

宛